

学校教育法の改正について（要旨）

第一．専門職大学院制度の創設

一．専門職大学院制度

大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確に位置付けるとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とする。

二．専門職学位

大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、専門職学位を授与するものとする。

第二．設置認可制度の見直し

一．認可事項の届出化

これまで公私立の大学等が学部等を設置する場合には一律に認可が必要であったが、授与する学位の種類及び分野を変更しない場合は、認可を要せず、届出で足りることとする。

第三．第三者評価による大学評価制度の導入

一．定期的な第三者評価の実施

大学は、その水準の維持向上のため、全学的な教育研究等の状況、専門職大学院の教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を定期的に受けるものとする。

二．評価結果の公表

認証評価機関は、大学の求めに応じ、認証評価を行い、その結果を当該大学に通知するとともに、公表し、文部科学大臣に報告するものとする。

三．認証評価機関の認証

評価機関の認証は、申請により行われるものとし、評価の基準や方法、体制等、公正かつ適確に認証評価を行い得る一定の要件（以下「機関認証基準」という。）に適合しているときは、認証されるものとする。

四．認証評価機関に対する措置

認証評価の公正かつ適確な実施を確保するため、文部科学大臣から認証評価機関に対する報告や資料提出の求め、必要な改善の求め、さらには、認証の取消ができるようにする。

五．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（中央教育審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

第四．違法状態の大学に対する是正措置の整備

一．段階的な是正措置

現行制度上は法令違反等の場合は閉鎖命令の措置しかないが、文部科学大臣が、法令違反の大学に対し、改善勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を段階的に講じることができるようにする。

また、このような措置を命ずるために必要があると認めるときは、報告、資料提出を求めることができるようにする。

二．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（大学設置・学校法人審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

第五．施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行予定。

上記改正に伴い、私立学校法についても所要の規定の整備を行う。